

資料④

第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画策定方針について

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

1) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、市町村が策定する計画で社会福祉法(以後、法)第107条の規定に基づく計画であり、地域福祉推進の主体である市民などの参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などに取り組むための総括的な計画です。

2) 地域福祉活動計画とは

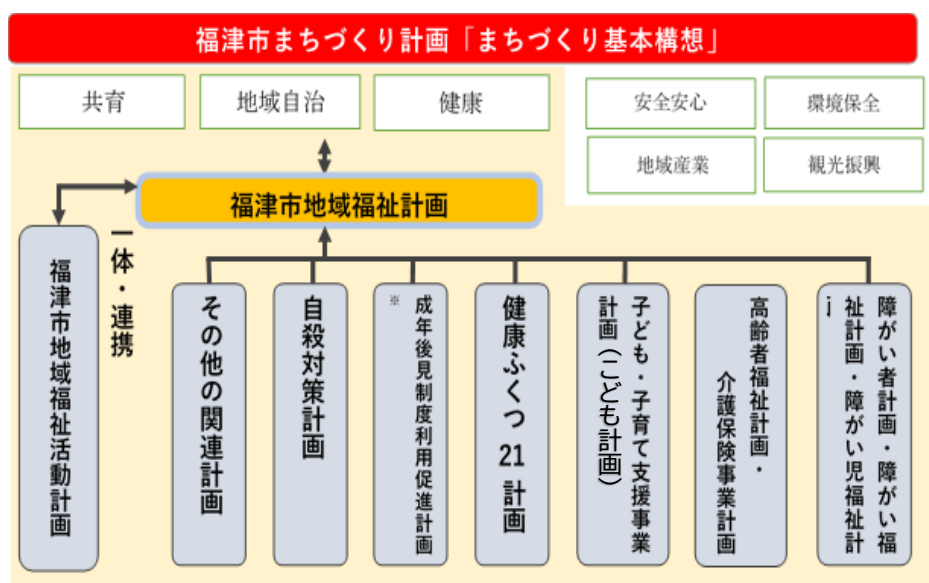
「地域福祉活動計画」は、法第109条で地域福祉の推進団体として規定されている社会福祉協議会が策定する計画で、地域にあるさまざまな福祉課題に対して、それを解決するために住民、行政、福祉活動を行う団体、民生委員・児童委員協議会などと連携しながら、住民の立場から地域福祉の推進を行うための計画です。

2. 現計画(第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画)について

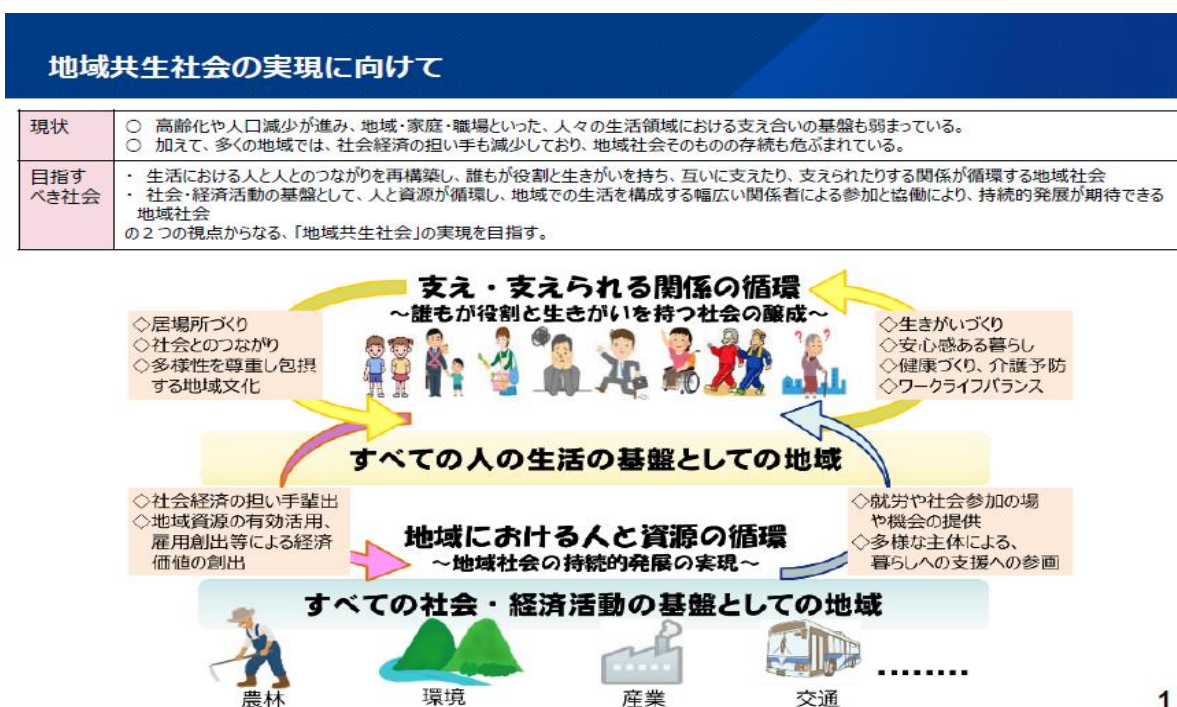
本計画は、福津市まちづくり計画における地域福祉分野の施策を具体化する計画であり、市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。

また、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画」、子ども・子育て支援事業計画(現:こども計画)、「健康ふくつ21計画」などに関連した保健福祉の上位計画として位置づけられ、各計画との整合・連携を図っていくものとしています。計画期間は、令和4年度から令和8年度です。

<第3期福津市地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画の位置づけ>



3. 地域共生社会の実現に向けて



1

出典:地域共生社会－包括的な支援体制の整備－重層的支援体制整備事業(厚生労働省、令和7年5月研修資料)

昨今、我が国では人々の暮らし方が多様化・複雑化してきており、地域のことは地域で支えるという地域自治の概念が弱まってきています。住民の中には地域との交流を望まない人も増えているため、これまで保たれてきた「支え支えられる」といった関係性やサイクルが機能せず、地域の中で困っている人がいたとしても気が付きにくい状況が生まれ始めています。

本市においても、地域自治の概念が弱まっている危機感を感じており、年々自治会への加入率が伸び悩んでいます。また、8つある郷づくり地域において、ある地域では子育て世代が多く高齢化率が20%程度、ある地域では高齢化率が40%を超えるなど、地域が求める支援の性質が大きく異なります。

国は、新たな地域共生社会の実現を目標に掲げており、本市でもその目標に少しでも近づくためには、それぞれの地域特性に寄り添った手法や工夫を考え、実行していくことが重要です。

4. 計画の策定について

1) 上位計画としての位置づけ

第3期福津市地域福祉計画・第2期福津市地域福祉活動計画から、法第107条に基づき、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野別計画の上位計画として位置付けています。

2) 地域福祉計画と自殺対策計画との関係性

自殺とは、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺に追い込まれる危険性は誰にでも起こり得るものです。自殺者は、未曾有の病原体の出現や不景気経済など社会生活が変化する時、増加するともいわれています。

福津市においても自死を選択する市民は後を絶たず、令和5年度には13人、令和6年度には7人、その年によって様々な年齢層の市民が自殺に追い込まれており、今でも自殺の選択に迷われている方が多くいることが想定できます。

福津市では、「誰も自殺に追い込まれることのない福津市」を基本理念に令和6年3月に第2期自殺対策計画(令和6年～令和10年)を策定しておりますが、計画の位置づけを鑑みたとき、自殺対策は、高齢者、障がい者、子育て世代を含めたあらゆる対象者に取り組むを行う必要性があり、各対象分野の上位計画である地域福祉計画にはなくてはならない概念であることは言うまでもありません。

全世代の福津市民がかけがえのない個人として尊重されるよう、自殺問題を市全体で支援に取り組むため、地域福祉計画に自殺対策計画を内包することで、多角的な視点からの評価・検証、実行につなげます。

3) 地域福祉計画と重層的支援体制整備事業との関係性

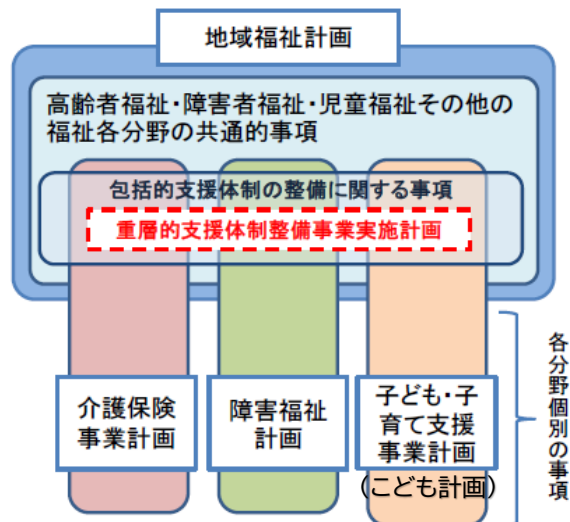
重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ

市町村地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画の関係性

- 市町村地域福祉計画は、各分野の事業計画の上位計画として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的な事項」や「地域課題を解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を記載することとされている。(法第107条第1項)
- 重層的事業は、市町村の包括的支援体制を構築するための一手法として創設するものであるため、重層事業実施計画の策定ガイドラインでは、地域共生社会の理念等に関する事項等の共通部分については、地域福祉計画に記載し、重層事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容としている。

※市町村においても、包括的な支援体制の整備に関する基本的な考え方は地域福祉計画に記載し、重層事業の実施計画は、地域福祉計画に付随する計画等として、具体的な事業実施内容に関する事項を記載することが想定される。

【各種関連計画の関係イメージ図】



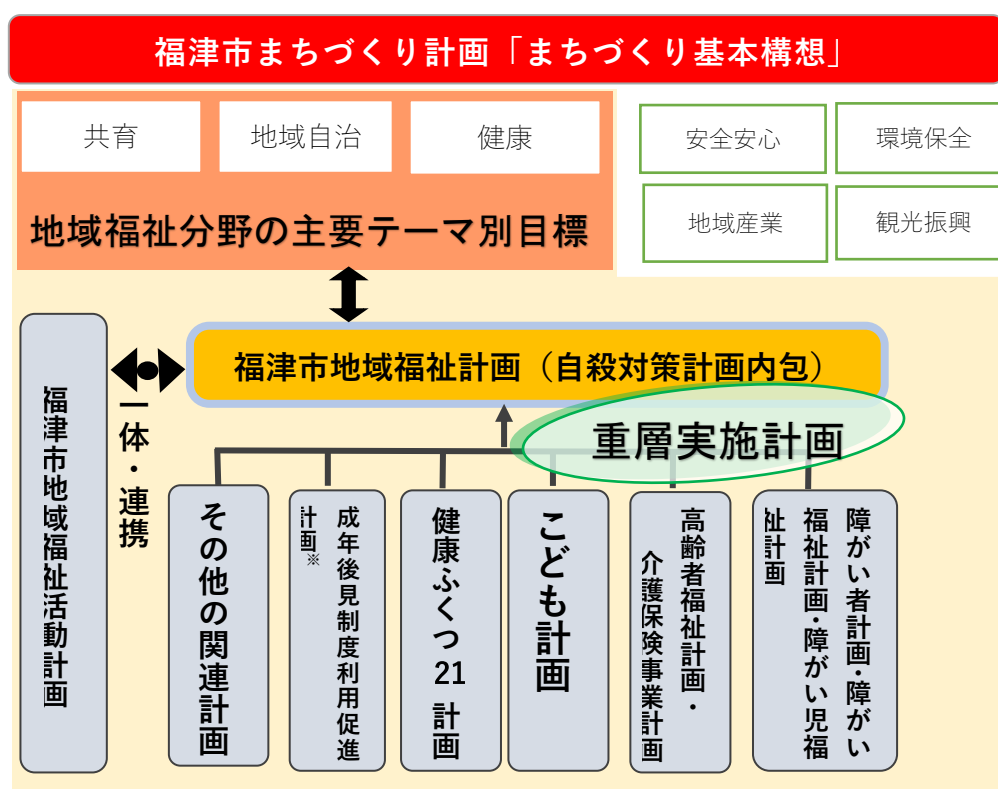
26

出典:厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課「令和3年度重層的支援体制整備事業人材養成研修「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について」

令和2年の法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備の具体的な手法の一つとして「重層的支援体制整備事業(以後、重層的事業)」が106条の4に規定されました。現状、各福祉関連事業がそれぞれ個別で事業実施をしておりますが、今後、福祉関連事業を一本化し、一体的に住民支援に当たれるよう体制整備を行います。

次期地域福祉計画を作成する上で、庁内関係部署と調整し、重層的支援体制整備事業実施計画も併せて策定します。

<第4期福津市地域福祉計画・第3期福津市地域福祉活動計画の位置づけ(案)>



4. 次期計画の計画期間

次期計画の計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5カ年間の予定です。

	H19-H28	H29-R3	R4-R8	R9-R13
地域福祉計画	第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画
地域福祉活動計画	—	第1期計画	第2期計画	第3期計画